# 海外レポート

イタリア・ルッカ国立文書館での史料調査

中谷 惣

#### はじめに

2010年10月18日より12月21日まで「インターナ ショナルスクール若手研究者等海外派遣プログラム」か ら助成を受け、イタリア・ルッカ国立文書館において史 料調査を行った。今回の渡航の目的は、海外への発信や 研究者との交流というよりも、これまでの海外での活動 から感じていた、自らの研究内容を国際水準に高めると いう目標に少しでも近づくことであった。どの分野でも、 海外の研究者が関心を持つ研究とは、「新しい事実」や 「新しい見方」を提示するものであろう。もちろん研究 内容が、各分野で共有されている大きな文脈の中で意味 を持つかどうかは肝心であるが、どれだけ重要なことを 発表しても、それが他の誰かがすでに指摘していること であり、「新しいこと」でなければ、大きな関心は惹か ない。「新しいこと」をもたらしてくれる情報源は、研 究領域ごとに様々であるが、筆者の研究課題である、イ タリア中世都市史,特に都市の司法を対象とする場合, それは現地の文書館に所蔵されている手書き史料、裁判 関連文書になる。近年活況を呈しているヨーロッパ中世 の紛争と司法の研究領域では,都市条例や法令,証書系 史料等が中心的に用いられており、今回調査した裁判記 録簿等は現地イタリアでもほとんど検討されないままに なっている史料であった。

## 1. 文書館での研究

イタリアには、中規模以上の都市であれば、通常一つ以上の公立の文書館を備えている。そこには公的機関(都市当局など)が作成・発給または受給した公文書から、家族や修道院が後に寄贈した私文書まで、中世以降の様々な文書が保管されている。館内に設けられた閲覧スペースには、地元の歴史愛好家や、地域史家、海外(主に欧米)の歴史研究者らが肩を並べて、史料を読み漁っている。ヨーロッパの中でも群を抜いて文書の保存状況の良いイタリアでは、アメリカなどイタリア国外の研究者の姿が多く見られる。学会や研究会だけでなく、

ここで史料を通じて研究者と知り合い,意見交換することも多い。本渡航期間中にも,アイルランド・ダブリン大学のミーク教授と,中世の裁判費用の問題について議論を深めることができた。こうした交流では,現地のイタリア人を交えた場合,イタリア語が用いられるが,外国人研究者間では一般に英語が用いられている。



ルッカ国立文書館の閲覧室

文書館での利用方法や作業内容について紹介しておこ う。利用登録を済ませた後、まず向かうのが目録の閲覧 スペースである。ここで各文書館がどの年代の、どういっ た文書を、どれだけ所蔵しているかを調査する。すでに 他の研究文献などで引用されている史料を閲覧する場合 は問題はないが、はじめから史料を「捜索」する際には この目録の調査が非常に重要となる。思い当たる史料が なく、すぐにその場を後にすることも多い。研究目的に 合致した史料群が見つかった場合、実際にどの史料を用 いてどういった内容の研究が可能なのか、はじめの見取 り図を描く。限られた時間の中で、どの史料をどれだけ 閲覧し、読むことができるのかの戦略を練る。閲覧した い史料が決まったら、請求番号を専用の用紙(またはコ ンピューター上で)に記入し、請求する。基本的には1 日当たり5冊など閲覧可能数には制限がある。少し待つ と、史料が書庫より届けられ、ここから閲覧に入る。

史料の読解には多大な時間と労力を要する。中世の文書はラテン語または俗語(中世イタリア語等)で記されている。手書きであるため文字の判読が難しいほか、略字、略記が多用されているため単語の解読は困難を極める。文書館には略字辞典が備えられており利用できるが、やはり長期間、手書き文書と格闘し、文字に慣れていくことが、史料を読解できるようになるための近道であろう。また初めのうちは、文書館員に尋ね、手ほどきを受けるというのも一つの手である。文字が判読でき、文章の内容が理解できるようになったら、史料批判を行いながら、内容を記録し、データを蓄積する。筆者を含め多くの研究者はパソコンを利用してこの作業を行っている。

全文をトランスクリプションすることもあれば、内容を要約してメモをとること、また統計的にデータを打ち込んでいくこともある。いくつかの文書館では、文書の写真撮影が可能であり、写真データとして史料を持ち帰ることができる。個人的な印象として、現地または欧米の研究者は文書館で史料を読み込むことが多く、日本の研究者は写真を撮って帰国後に読もうとする傾向が強い。これは現地に滞在できる時間の差や、手書き文書の読解スピードの差によるものであろう。ただ時間がわずかであっても、文書館で可能な限り史料を読み込み、そこから生まれた発想を基に他の史料に向かい、思考錯誤しながら研究の論点を広げ、深めていく作業が重要なように思われる。これに関しては、今回2ヶ月以上、文書館で研究することができ、強く感じた。

## 2. 裁判関連文書の分析

ルッカというイタリア中部の都市には、他都市では見られないほどの量の中世の民事の裁判記録簿が残されている。これに注目したのが、約4年前の留学時であった。その後14世紀前半を対象に、従来は刑事面からのみ行われてきた、中世後期の都市当局と社会との関係の分析を、民事裁判の実態の解明を通して行ってきた。今回の調査では、これまでの研究を発展させるという大雑把な目標しか立てず、現地での調査と発見に応じて、方向性を定めていこうと考えていた。



14 世紀の裁判記録簿

まずとりかかったのが、14世紀後半の裁判記録簿の分析である。これまで中心としてきた14世紀前半からの民事司法の変化を捉えたいと考えたからである。比較的保存状況の良い裁判記録を選び、年間の訴訟件数を調査した。年ごとにばらつきがあったものの、全体として14世紀前半を頂点に減少傾向にあることが判明した。次に、より状態のよかった1365年分と1396年分の記録

簿を対象に、裁判の具体的内容を検討した。訴えの内容から被告人の召喚、当事者の出廷状況、当事者の主張、証書や証言の提出、裁判官の命令、判決に至るまでの一連の内容をパソコンに打ち込んでいった。2、3週間、延々とこの作業を行うなかで、徐々に気になる点が浮かび上がった。

これまで明らかにしてきた14世紀前半の裁判では、 当事者間での議論は、土地などの権利の問題よりも裁判 での手続き上の瑕疵をめぐる問題に集中していた。それ は法的な厳格さを重視する法学者が、実際の裁判でも法 助言という形で判決の草案を作成していたためと考えら れる。これに対し、14世紀後半以降の裁判では、手続 き上の瑕疵が取り上げられる頻度は減り、同時に、法学 者による助言の数の低下と裁判官の独自の判決の増加が 見られた。こうした変化は、中世法を特徴付ける法学者 の法形式主義から、近世にかけての裁判官の自由裁量に 基づく判決へという、大きな流れの中に位置づけられる。 しかしこの変化の背景には何があったのか。そこでルッ カの執政機関の決議録に目を移し,政治機関による民事 司法への介入の有無を調査した。しかし今回の調査では, 都市の支配層が民事司法の制度に対して行った議論や介 入は見られなかった。また都市条例も参照したが、司法 制度の変化と関連するような規定は含まれていなかった。 そこで、再び裁判記録簿に戻り、読み進めていくと、ピ サの公[こう]からの介入が確認された。この時期ルッ カは隣国のピサの支配下に置かれていたが、ピサの公が ルッカの裁判官に対して,裁判官自身が迅速に裁判を決 着させるよう指示していた。そしてこのピサの公の行動 を後押ししていたのは、訴訟当事者であった。当事者が 自らピサへ向かい, 公に上記の指示を出すよう直接嘆願 していたのである。中世から近世への過程で見られた司 法の原理の変化は,政治機関などの上からの制度的改革 というより, 当事者からの下からの個別具体的な要求の 積み重ねによって生じた可能性をここに見ることができ る。この点についてはさらなる分析が必要である。

さて、都市当局の民事司法への介入を見るためには役に立たなかった、政治機関の決議録であるが、同史料からは他方で、刑事司法に対する都市支配層の政治的介入を確認することができた。ここから政治と司法との関係、都市の支配層や都市当局側からの司法への意識にも目を向ける必要性を感じた。政治機関の決議の中で、刑事司法と関連の深いものについて個々に検討していくと、その多くが刑罰の減免に関するものであることがわかった。都市当局は、有罪判決を受けた者、罰令を受けた者、政治犯らを、数年に一度の間隔で、いくつかの条件を付けて刑から解放していた。いかなる意図で都市当局は、犯罪者の刑を減免していたのか。現在のところ、治安秩序の維持、財政の安定化、体制の維持、という三つの理由

が浮かび上がっている。たとえば規定には、被害者側との「平和」が刑の減免の条件として盛り込まれており、当事者間での和解と都市社会の秩序維持が都市当局の主要課題であったことがわかる。また、刑の解放時に罰金の一部を支払うことが義務付けられていたが、ここからは当時喫緊の課題であった財政の安定化を少しでも成し遂げようとする意図が見て取れる。さらに、政治的追放者の刑の減免の際に、現体制への服従義務が課せられている点からは、体制維持への意識を読み取ることができる。党派争いが絶えない時代状況を考えると、この支配層の現体制の維持への意識は理解できるだろう。

### おわりに

本渡航では、2ヵ月という期間を利用して、史料の調査と分析に専念した。史料と向き合い、思考錯誤を繰り返す中で、中世後期の都市社会と司法という自らのテーマを総合的に論じるために必要な、いくつかの論点を見出すことができた。帰国後も、引き続き現地で収集した写真データを基に、各論点の検討を進めている。なお、この成果の一部は、2011年7月にイギリス・リーズで開かれた国際中世学会での研究発表を通じて公表した。質疑応答では、具体的な裁判データに関する質問を受け、史料分析とそれに基づくデータへの海外の研究者の強い

関心を感じた。またこれ以外に、派遣中に加筆・修正し 投稿していた論考が現地イタリアの学術雑誌『イタリア 史誌』(Archivio storico italiano) に掲載されることが 決定した。

近年では, 現地の文書館を訪れる我が国の研究者は珍 しくなく, 手書き史料に基づいた研究はスタンダードに なりつつある。しかし、量と質の両面において、我が国 の西洋史研究者の手書き史料の扱いは、海外の研究者か らは遅れをとっている感がある。確かに、現地研究者の ように手書き史料の分析を重視しようとする近年の研究 姿勢に対しては、研究対象が蛸壺化してしまう可能性や, 西洋史研究の日本社会への貢献が希薄になってしまうの ではという懸念から、多くの批判もある。こうした懸念 を払拭するためにも, 文書館で分析した内容を全体の枠 組みの中に位置づける作業、そしてそれを支える理論的 視座の構築は欠かせない。他の分野の研究者が当たり前 のように海外の研究者から参照される成果を発表してい る状況、またアメリカ人研究者のように外国人研究者と してヨーロッパの文書館に通い, 質の高い研究を発表し ている事実を前にして,外国人研究者であるからといっ て,「新しいこと」を追い求めずに済まされることはで きない。海外派遣プログラムにてこのような長期間の史 料調査の機会を与えられたことに感謝しつつ、国際的な 水準を意識して,研究に励みたい。